

一般社団法人日本イスラエイド・サポート・プログラム

定 款

一般社団法人日本イスラエイド・サポート・プログラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本イスラエイド・サポート・プログラムと称し、英文では Japan IsraAID Support Program と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、天災・人災によって甚大な被害を受けたコミュニティ(以下「緊急援助が必要なコミュニティ」という)及び被災者が緊急事態を脱し、持続可能な生活に移行するための支援を目指すとともに、教育等を通じて人々の心身を育成しコミュニティを健全な状態に戻すこと、また海外地域との国際相互理解を促進し、経済協力に発展させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) メンタルサポート、能力開発、教育、農業援助、エンパワーメント、オーラルヒストリー及びネットワーキングに関する災害救済プログラムを、緊急援助が必要なコミュニティに提供して、持続可能な生活を確立するための支援活動
- (2) 緊急援助が必要なコミュニティにおける持続可能な生活の確立を支援するため寄附を募る活動
- (3) 緊急援助が必要なコミュニティにおける持続可能な生活の確立を支援するため教育、啓発キャンペーン及びネットワーキング会議を実施する活動
- (4) 緊急援助が必要なコミュニティに対する食料、救援物資及び医療品の提供並びにボランティアの派遣
- (5) 災害救済活動において、イスラエル及び諸外国、並びに日本の団体や個人との連携を推進・促進する活動
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 社員及び会員等

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員(以下「社員」という)とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の目的を達成するために必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があった場合。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 すべての代表理事が欠けたとき又はすべての代表理事に事故があるときは、各理事が社員総会を招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、代表理事がこれに当たる。すべての代表理事に事故あるときは、社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使又は書面による議決権の行使)

第18条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

- 2 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名以上を代表理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免責)

第27条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することが出来る。

(外部役員の責任限定契約)

第28条 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 すべての代表理事が欠けたとき又はすべての代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、代表理事がこれに当たる。すべての代表理事に事故あるときは、理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所(及びその写しを従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時総会に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 決算剰余金を生じたときは、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

第9章 公告の方法
(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 雑則
(委任)

第44条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。